

まちづくりの基本ルール

まちづくり基本条例の制定に向けて

パブリックコメントの実施結果について

平成20年6月6日から7月4日までの間に、「幌延町まちづくり基本条例」に対する意見募集を行った結果は、次のとおりでした。多数の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

なお、検討委員会では、今回いただいた意見により条例案を修正し、町に提言いたします。

- 意見提出者 7人
- 意見数 15件
- 提出方法 意見交換会 14件 Fax 1件
- 意見の内容と検討委員会の考え方は次のとおりです。

なお、「意見の内容と検討委員会の考え方」は、町のホームページ、役場町民ホール（1階）、問寒別出張所及び幌延町公民館においても公表しています。

■ 問い合わせ

幌延町まちづくり基本条例(仮称)策定検討委員会事務局

総務課総務財政グループ TEL：(01632) 5-1111(内線132・133)

FAX：(01632) 5-2971

メール：zusr-som-soz@town.horonobe.hokkaido.jp

提出された意見の内容と検討委員会の考え方

意見の内容	意見に対する検討委員会の考え方
■全体について 町民はどう変わればいいのか。具体的に教えて下さい。	第14条の(町民の責務)のとおり、自主的かつ自律的な意思に基づいて、積極的にまちづくりに参加すること、お互いを尊重し、支え合いながら協働してまちづくりを進めるよう努めていただければと思います。
この条例がなくても、うたわれていることはやらなければならないのではないかと、作る意味がはっきりしない。	全ての人がそうであれば、必要ないかもしれませんが、なかなか現実と言われるようにはなっていません。 本条例により、町民、町議会、町がまちづくりのため何をしなければならないか、それぞれの役割と責務がより明示・具体化されると思います。
■定義 (3)の「町長等」の「等」という曖昧な表現は条例では使用しないほうがよいのでは。 この場合、まちづくりは、町民と議会と町の3者で作るものなので、定義も、(1)町民、(2)町議会、(3)町としてはどうか。	検討委員会では、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の執行機関と、町議会を合わせて基礎自治体の機能を「町」、町長などの執行機関を「町長等」と定義したのですが、協議の結果、ご意見のとおりとした方がより分かりやすいと判断しましたので、次のとおり変更します。 なお、この変更による「町議会」については、一般的に理解されているところですので、この条例では特に定義として置かないこととしました。 (2)町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。